

福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱

(性格及び目的)

第1条 産休等代替職員制度は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、市がその所要経費を予算の範囲内において負担するものとし、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設等の職員」とは、次の表の「施設種別」欄に掲げる施設に常勤の職員として勤務する「職種」欄に掲げる職員のうち、児童福祉施設等の措置費に算入されている等国庫補助対象職員である者及び保育所職員をいう。

施設種別	保育所、へき地保育所、一時保護所、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、知的障がい者小規模通所授産施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障がい児短期治療施設、救護施設、更生施設、授産施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く）、社会事業授産施設、婦人保護施設
------	--

職種	保育士、看護師、介護職員、保健師、寮母、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員（児童指導員、生活指導員、生活支援員、職業指導員等）、セラピスト（作業療法士、理学療法士等）、栄養士、調理員
----	---

2 この要綱において、「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上の療養を必要とする者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の勤務を臨時に行うものをいう。

(産休等代替職員の任用)

第3条 児童福祉施設等の長（その者が任命権を有しないときは、その任命権を有するものとする。）は、当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、次の各号に掲げる期間のいずれかを任用の期間として産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。

(1) 児童福祉施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）

は、その職員の出産予定日前8週間目に当たる日から出産予定日後8週間目に当たる日までの期間に相当する期間の範囲内において、産前産後を通じ、出産予定日前8週間目から6週間目までの間にある日（多胎妊娠の場合にあつては16週間目から14週間目にある日）を起点とする必要な期間

また、産後の期間が8週間に満たない場合にはその満たない日数に相当する日数を当該必要な期間に加えた期間とする。

(2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため、31日以上の継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）は、その職員が休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

2 児童福祉施設等の長が行う産休等代替職員の任用は次のとおり行うものとし、任用に際しては健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

(1) それぞれの職種ごとの所定の資格を有するもの

(2) 前号に掲げる所定の資格を有する者が得られない特別の理由があると市長が認める場合においては、児童等の保護に従事したことがある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者等児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者と市長が認める者

- 3 児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合においては、産休等代替職員任用承認申請書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて市長にこれを提出するものとする。
- 4 前項の申請を受理した市長は、その申請に係る書類の審査により産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めたときは、産休等代替職員任用承認通知書（様式第2号）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。
- 5 産休等代替職員の任用の承認をうけた児童福祉施設等の長（以下「承認をうけた者」という。）は、その任用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき若しくは産休等職員が就業したときは、すみやかにその旨を市長に届け出るものとする。この場合において、この届出を受理した市長は、その事実のあった日からその承認を取り消すものとする。

（費用）

第4条 市は、その任用の承認を行った産休等代替職員に係る費用として、市が定める産休等代替保育士費補助金に係る賃金の日額単価に、その産休等代替職員がその任用予定期間の範囲内において児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を、その任用を承認した児童福祉施設等の長に交付するものとする。

- 2 前項の経費の負担は、その任用期間経過後、児童福祉施設等の長が市長に提出する産休等代替職員任用実績報告書（様式第3号）に基づいて行うものとする。
- 3 市は、児童福祉施設等の長から、前項に規定する報告を受けたときは、産休等代替職員費補助金事業実績調査確認書（様式第4号）により確認し、産休等代替職員費補助金確定通知書（様式第5号）を交付する。
- 4 前3項により負担する経費の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年4月1日規則第35号）によるものとする。

（暴力団の排除）

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、産休等代替職員の任用承認申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、前条第3項により負担する経費を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、前条第3項により負担する経費の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、前条第3項により負担する経費からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は承認をうけた者に対し当該申請者又は当該承認をうけた者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（昭和47年4月1日）

この要綱は公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日）

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、傷病若しくは負傷のため31日以上療養を必要とする者に係る産休等代替職員の任用に関する規定は、昭和51年10月1日において任用事由が発生したもの又は同日以後に任用事由が発生したものについて適用する。

附 則（昭和54年4月1日）

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 産休の場合に係わる産休等代替職員の任用に関する規定の適用にあたっては、平成13年3月31日以前から引き続き任用する場合において、産休職員が、平成13年4月1日以後に出産した場合は改正後の規定を適用し、同年3月31日までに出産した場合は従前の例による。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則（平成29年4月1日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱運用基準

1 目的

この運用基準は、福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱の実施の細目について必要な事項を定めることを目的とする。

2 第3条関係

- (1) 産休等代替職員は、原則として産休等職員と同一の職種の者で、新たに賃金職員として任用すること。（第1項）
- (2) 「出産」とは、4カ月（85日）以上の分娩をいい、生産死産を問わない。（第1項第1号）
- (3) 産前の期間を8週間目から6週間目までの間にある日と定める場合に、産後の期間は、8週間目から10週間目に当たる日までと定めることとする。（産前産後の期間を合わせて16週間とする）（第1項第1号）
- (4) 児童福祉施設等の長は、産休等代替職員の任用を行う場合には、辞令を交付し、任用期間、労働時間、賃金、その他の労働条件を本人に示して、十分納得を得ておくこと。（第2項）
- (5) 「所定の資格」とは、それぞれの職種ごとに、社会福祉関係法令等に定められた資格をいう。（第2項）
- (6) 産休等代替職員に、有資格者を任用できない特別の理由がある場合は、有資格を得られない理由、及び児童に対するそれ相当の適任者である理由を詳細に記入した書類を、添付すること。なお、在学中の学生、生徒は原則として認められない。（第2項第3号）
- (7) 産休等代替職員任用承認申請書は、原則として次の各号に定める期間までに提出すること。
 - ア 産休の場合任用しようとする日の1か月前の日
 - イ 病休の場合任用しようとする日の10日前の日
- (8) 産休等代替職員任用承認申請書には、次の書類を添付すること。（第3項）
 - ア 妊娠証明書、または診断書
なお、産休の場合の妊娠証明書には、出産予定日の記入があることが必要であり、病休の場合の診断書は、原則として病休職員が継続して診療を受けている医療機関の医師によるものであること。
 - イ 産休等代替職員任用に関する調査書（別紙1）
 - ウ 履歴書（別紙2）
 - エ 保育士証の写し
 - オ 雇用契約書の写し等労働条件が確認できる書類
- (9) 同一産休等職員について2人以上の産休等代替職員を任用しようとするときは、任用しようとする者ごとに承認申請書を提出すること。（第3項）
- (10) 任用期間が年度をまたがる場合、産休等代替職員任用承認通知書は、各年度別に発行する。（第4項）

3 第4条関係

- (1) 「勤務した日数」とは、任用承認の期間内において直接入所者の処遇に携わった日数をいい、休暇は除外した日数をいう。また、半日休暇については0.5日で数えるものとする。
ただし、費用については、半日あるいは時給にて支給が行われている場合については、日額単価の限度を越えない限り全額補助の対象となる。（第1項）
- (2) 産休等代替職員任用実績報告書には、次の書類を添付して、賃金支給後原則として1週間以内に提出すること。（第2項）
なお、任用期間が年度をまたがる場合は、各年度ごとに提出すること。
 - ア 賃金受領証明書（別紙3）
 - イ 産休等職員及び産休等代替職員の出勤簿またはタイムカードの写し（表面余白に原本証明）
 - ウ 産休等職員及び産休等代替職員の給与台帳の写し
- (3) 任用期間が年度をまたがる場合は、各年度ごと確定し、通知書を発行する。（第3項）
この運用基準は、昭和59年1月1日から施行する。
この運用基準は、平成10年4月1日から施行する。
この運用基準は、平成13年1月1日から施行する。
この運用基準は、平成16年4月1日から施行する。
この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。